

## 空家等対策支援補助金について

倒壊や建築部材などが飛散するおそれのある危険な特定空家の解体工事費の一部および、空家を改修して居住する場合の改修費の一部を補助します。

※着手、契約済は対象外です。

【受付期限】 4月30日(火)

※予算額に達しない場合、随時受付します。

### ○解体工事の場合

【対象者】

特定空家を所有する個人の方

【対象建物】

特定空家に認定されたもので、空家の不良度の高いもの、かつ周辺に悪影響を及ぼす恐れがある状況であるもの(町が判定を行います)。

【補助金額】

補助対象額の2分の1以内で上限30万円

### ○改修工事の場合

【対象者】

取得後1年以内の空家を所有し、改修後に3年以上居住し続ける個人の方

【対象建物】

次の要件を満たすもの

- ・昭和56年6月1日以降に着工した建物。なお、昭和56年6月1日以前に着工した建物の場合、耐震診断により現行の耐震基準を満たすことを証明できる建物。
- ・八雲町立地適正化計画において定めた居住誘導区域内および落部・熊石地区の下水道を完備する空家で、改修後に居住するもの

【補助金額】

補助対象額の2分の1以内で上限100万円

※詳しくは窓口または町HPでご確認ください。

【問い合わせ先】

建設課管理係  
☎0137-62-2115



町HP  
(改修補助)



町HP  
(解体補助)

## 合併処理浄化槽設置補助の募集について

町では、生活排水による河川・水路などの公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、下水道整備区域以外(下水道整備区域内にあっては当分の間整備が見込まれない場合)の方がトイレの汚水だけでなく、台所やお風呂などの雑排水も処理できる合併処理浄化槽を設置する場合の補助金交付希望者を募集します。

【募集予定数】 8基

【募集期限】 ○4月30日(火)

※予定数を上回った場合には、新築住宅を優先し、改築については抽選により決定します。

※予定数に達しない場合、5月7日(火)以降に随時受付を開始し、予定数に達した時点で受付を終了します。

【補助金額】

・5人槽 70万円まで ・7人槽 90万円まで ・10人槽以上 130万円まで

【問い合わせ先】 環境水道課下水道係 ☎0137-63-2020

## 裁判員制度について

平成21年5月21日にスタートした裁判員制度は、国民の皆さまのご参加・ご協力に支えられ、令和6年5月21日に15周年を迎えます。

裁判員制度とは、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。裁判員裁判参加後のアンケートによると、96%の方が「(非常に)よい経験」と感じられており、充実感をもって参加していただけたことがうかがえます。引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

この制度の詳細は、裁判員制度HPをご覧ください。



裁判員制度HP